

資料6

水産基準値案と水産 PEC の関係及び基準値設定後の対応について

1. 水産基準値案及び水産 PEC の関係

(単位： $\mu\text{g/L}$)

農薬名	基準値 (案)	水田 PEC		非水田 PEC
		Tier1	Tier3	Tier1
カルボスルファン	0.040	11	0.015	0.021
フェンチオン (MPP)	0.087	—	—	0.059
プロパルギット (BPPS)	1.3	—	—	0.044

網掛け：水産基準値案の10分の1以上のPEC

2. 基準値設定後の対応

カルボスルファン及びフェンチオン (MPP) については水産 PEC が水産基準値案の10分の1未満になることが確認できなかったため、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬とし、これら農薬の使用が多い都道府県において、水質モニタリング調査の実施について検討することとする。なお、カルボスルファンについては、代謝物であるカルボフランをモニタリング対象物質とする。

(参考) カルボスルファンの分解代謝物カルボフランについて

カルボスルファンは水中や土壌中等における代謝・分解により、カルボフランを生じる。また、カルボフランはベンフラカルブ (農薬小委員会 (第31回) において審議) の代謝・分解によっても生じる。同小委員会 (第31回) で参考として示した文献等調査結果より得られたカルボフランの毒性値の最小値 (ヨコエビ、 $2.8\mu\text{g/L}$) を10で除した値は $0.28\mu\text{g/L}$ であり、カルボスルファン及びベンフラカルブ由来のカルボフランの水産 PEC (試算値) の合計 ($0.16\mu\text{g/L}$) はこれを超えていない。

(単位： $\mu\text{g/L}$)

物質名	カルボフランの毒性値の最小値 (ヨコエビ) を10で除した値	カルボフランの水産 PEC (試算値)		備考
カルボフラン	0.28 (参考値)	カルボスルファン由来	0.063	水田 Tier3 資料4 P10
		ベンフラカルブ由来	0.094	水田 Tier2 農薬小委員会 (第31回) 資料3 P68
		合計	0.16	